

刑事訴訟法等の改正により出国制限制度が創設されました



概要

令和5年5月10日に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）が成立し、同月17日に公布されました。この改正により令和7年5月15日から、以下の者は、裁判所の許可を受けなければ日本から出国してはならないという「刑の執行確保のための出国制限制度」が施行されています（刑事訴訟法第342条の2、345条の2、494条の3等）。

これは、刑の言渡しを受けた者等の国外への逃亡を防止し、刑の執行を確保するための制度で、日本人にも外国人にも適用されます。

適用を受ける者

① 拘禁刑以上の実刑判決を受けた者

拘禁刑以上の刑に処する判決（全部の執行猶予が付いたものは除く。）の宣告を受けた者については、逃亡のおそれが類型的に高まるところから、国外への逃亡を防止し、刑を確実に執行する必要があるためです。

② 罰金の裁判（執行猶予が付いたものは除く。）の告知を受けた者又はその裁判が確定した者で、罰金を完納できないおそれがあるとして、裁判所から出国禁止命令を受けた者

罰金の裁判の告知を受けた者についても、当該裁判の確定後に罰金を完納できないおそれがあるときは、国外への逃亡を防止し、労役場留置を確実に執行する必要があるためです。

労役場留置については、「検察庁について>Q & Aコーナー>裁判の執行等について」で詳しく解説しています。



効果

この制度の施行により、出国制限の対象となった者は、入管法上の出国確認の留保の対象となり、裁判所の許可を受けないで出国しようとした場合等においては、入国審査官により出国の確認を留保され、検察庁に通報されます。

この場合

- 拘禁刑以上の実刑判決を受けた者については、勾留する決定等がなされる可能性があります（刑事訴訟法第342条の8等）。
- 罰金の裁判が確定した者については、その確定後30日を経過するまでの間、刑事施設に拘置される可能性があります（同法第494条の5）。

つまり・・・



拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者が裁判所の許可を受けないで海外旅行に行こうとした場合など・・・空港や港で出国の確認を留保され、勾留等による身柄拘束がなされる可能性があるということです！！





出国制限制度Q&A

AIRPORT »

Q

「出国制限制度」ってどんな制度ですか？

A

刑事訴訟法等の一部改正により、刑事事件で①拘禁刑以上の実刑判決を受けた人や②罰金の裁判の告知を受けた人又はその裁判が確定した人で、罰金を完納できないおそれがあるとして、裁判所から出国禁止命令を受けた人が許可なく海外へ出国することを防ぐ仕組み（「出国制限制度」）が導入されました。

この制度の導入により、出国制限の対象となった者は、入管法上の出国確認の留保の対象となり、裁判所の許可を受けないで出国しようとした場合等は、入国審査官により出国の確認を留保され、検察庁に通報されます。入管法による出国確認の留保は、これまで一部の外国人のみが対象でしたが、改正により範囲が拡大され、日本人も外国人と同じ範囲で出国確認の留保の対象となりました。

Q

出国制限に違反したらどうなるの？

A

検察官の請求や裁判所の判断で勾留等（身柄拘束）されることがあります。なお、保釈されている場合は保釈を取り消される場合もあり、その場合は納めていた保証金を没取される可能性もあります。

Q

どうすれば出国できるの？

A

出国制限を受けた人でも、特別な事情がある場合は、裁判所に許可を申請すれば、一時的に出国できる可能性があります。例えば、我が国では受けられない手術を受けないと生命に危険が及ぶおそれがある場合であって、手術終了後は我が国に戻ることが確実であると認められるときなど、やむを得ない理由がある場合です。

裁判所が「特別の事情」があると認め、一時出国が許可されたとしても、

- ・帰国を確実にするための帰国等保証金を納める。
- ・出国できる期間や行き先を限定される。
- ・帰国後に報告義務が課される。

などの条件が付されることがあるほか、条件を守らなかった場合、許可が取り消され、帰国等保証金が没取されることもあります。





まとめ

この制度は、「刑の執行を免れる目的で海外へ出国するのを防ぐため」導入されたものです。

真面目に裁判手続に臨む人にとって不利益が生じるものではなく、むしろ「逃げ得を許さない」ことによって「裁判の公正さを確保する制度」と言えます。

